

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅諭日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	マダガスカルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むマダガスカルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。 アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画を実施するために必要な 1. 小学校教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理に必要な役務の供与	700,000 千円 -----	H19. 3. 5 アンタナナリボで (同日)	日本側 乳井忠晴在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェリア外務大臣	H19. 3. 20 153号
マダガスカル	アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画のためマダガスカル共和国政府との間の交換公文	アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画を実施するために必要な 1. センター施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.の機械の操作指導に必要な役務の供与	1,032,000 千円 H19. 3. 31まで	H19. 3. 5 アンタナナリボで (同日)	日本側 乳井忠晴在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェリア外務大臣	H19. 3. 20 154号
マダガスカル	アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画のためマダガスカル共和国政府との間の交換公文	アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画を実施するために必要な 1. センター施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.の機械の操作指導に必要な役務の供与	578,000 千円 H20.11.13まで	H19.11.14 アンタナナリボで (同日)	日本側 乳井忠晴在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェリア外務大臣	H19.11.29 647号
マダガスカル	首都圏南部地区接続道路建設計画のためマダガスカル共和国政府との間の交換公文	首都圏南部地区接続道路建設計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	33,000 千円 H20. 3. 31まで	H19.11.14 アンタナナリボで (同日)	日本側 乳井忠晴在マダガスカル大使 マダガスカル側 マルセル・ランジェリア外務大臣	H19.11.29 648号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。